

令和6年度第3回 府中市農業委員会総会議事録

1. 開催日時 令和6年6月25日(火)午前9時30分から午前10時10分

2. 開催場所 上下町民会館 2階 会議室

3. 出席委員 11人

1番	秋山 剛	2番	坂永年弘	3番	野津田はるみ
4番	田中智文	5番	小森山仁司	6番	瀬尾 毅
7番	木戸安江	8番	末宗龍司	9番	古城竹吉
10番	竹内茂樹	11番	小寺 旭		

推1番	居神友久	推2番	上岡稔弘	推3番	上門三義
推5番	向田定男	推6番	横山寿人	推7番	大野 宏
推8番	平迫 豊	推9番	井上安人	推10番	加納 巧
推12番	檜崎 登				

4. 欠席委員 なし

5. 傍聴人 なし

6. 議事日程

第1 開会あいさつ

第2 議事録署名人の指名

第3 協議事項

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について

議案第12号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について

議案第13号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について

議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について

議案第15号 非農地証明交付申請について

第4 報告事項

報告第7号 農地法第4条の規定による届出について

報告第8号 農地法第5条の規定による届出について

第5 その他

(1) 7月の総会の日程について

7. 農業委員会事務局職員

農業委員会事務局長 田原 慎吾

農地係係長 田渕 哲也

農地係主事 上藤 匠馬

8. 会議の概要

【事務局長】 定刻になりましたので、これより令和6年度第3回農業委員会総会を開催します。まずは会長より挨拶をお願いします。

【議長】 (会長挨拶)

本日の欠席委員はおりません。定数に達しておりますので、令和6年度第3回農業委員会総会をこれより開催します。本日の議事日程はあらかじめお手元にお配りしておりますとおりで。なお、携帯電話につきましては、マナーモードか電源をお切りください。

【議長】 それでは、日程第2 議事録署名委員の指名を行います。本総会の会議録署名委員は、会議規則第18条第2項の規定により、3番 野津田委員、6番 瀬尾委員を指名します。よろしくをお願いします。

【議長】 それでは、日程第3 協議事項に入ります。なお、発言に当たっては、挙手のうえ、議長の指名を受けてからお願いします。

議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について、事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第11号を説明）

【議長】 続いて、担当委員の補足説明をお願いします。番号1及び番号2を神田委員ですが、欠席のため瀬尾委員をお願いします。

【農6番 瀬尾委員】 6月17日に小寺会長、神田委員、事務局の5名で現地確認を行いました。番号1は、譲渡人が高齢で耕作管理が困難になったため、近くに居住している甥である譲受人に譲渡されるということです。問題はないと思われま。

番号2は、譲渡人は仕事の都合で売却することとなったため、近くに家族所有の農地があり規模拡大を考えている譲受人に譲渡されるということです。特に問題はないと思われま。

【議長】 続いて、番号3を檜崎委員をお願いします。

【推12番 檜崎委員】 6月19日に神田委員と2名で現地確認を行いました。現地は、セブンイレブン栗柄店の南200mに位置しています。譲渡人は高齢で耕作管理が困難なため農地の一部を譲渡されるということです。譲受人は申請地の近隣に居住しており、水稲や野菜を作られています。経営面積を拡大されるということで特に問題はないと思われま。

【議長】 続いて、番号4を加納委員をお願いします。

【推10番 加納委員】 6月18日に竹内委員、代理人の3名で現地確認を行いました。場所は、河南橋から約200mに位置しています。譲受人は現在耕作をされており、この度経営拡大を考えられており、譲渡人との合意により申請されたところです。何ら問題はないと思われま。

【議長】 ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

（質疑なし）

【議長】 質疑なしと認めま。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 11 号は提案どおり許可妥当とします。

【議長】続いて、議案第 12 号 農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 12 号説明）

【議長】続いて、担当委員の補足説明をお願いします。それでは、番号 1 を上岡委員お願いします。

【推 2 番 上岡委員】6 月 21 日に現地確認を行いました。現地は、上下高校の下にある自動車車検場の前に位置しています。貸付人は他市に居住しているため以前より上下町の地元の方に耕作を依頼されていました。以前耕作をされていた方が高齢で耕作困難になったことから、この方の知人であるこの度の借受人に依頼されたようです。借受人は農業経営をされており、今後の管理等も問題ないと思われま

【議長】続いて、番号 2 から番号 4 を井上委員お願いします。

【推 9 番 井上委員】番号 2 及び番号 3、番号 4 について 6 月 20 日に貸付人に話を聞きました。どなたも高齢で耕作困難となったことから、周辺を広く耕作されている借受人にお願いされるということです。特に問題はないと思われま

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 12 号は提案どおり承認とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 12 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、議案第 13 号 農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第 13 号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号 1 を向田委員お願いします。

【推 5 番 向田委員】6 月 18 日に田中委員、申請人の 3 名で現地確認を行いました。現地は、県道 24 号線にあるオレンジハットの近くになり、自宅の車庫の横にある農地で現在は耕作をされておりません。急斜面にある共同墓地を当該地へ移転したいということです。周辺への支障もなく必要最小限の転用であるため特に問題はないと思われま

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり同意することにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第13号は提案どおり同意します。

【議長】続いて、議案第14号 農地法第5条の規定による許可申請について事務局より説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第14号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を檜崎委員お願いします。

【推12番 檜崎委員】6月19日に神田委員と2名で現地確認を行いました。現地は、土生町の辰山神社の南約100mに位置しています。当家に訪問して話を聞いたところ、永年耕作することなく草刈り等の管理だけ行ってきたが、高齢で体調も悪くなったため今後どのようにしようかと考えていたところ、太陽光発電設備の用地として利用したいとの話がありお願いすることにしたとのこと。近隣の農地に影響はなく問題ないと思われま。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の補足説明にご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第14号は提案どおり許可妥当の意見とすることにご異議はございませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第14号は提案どおり許可妥当の意見とします。

【議長】続いて、議案第15号 非農地証明交付申請の承認について、事務局から説明してください。

【事務局（上藤）】（議案第15号説明）

【議長】それでは、担当委員の補足説明をお願いします。番号1を上門委員お願いします。

【推3番 上門委員】6月17日に古城委員、田中委員、事務局の4名で現地確認を行いました。現地は、県道より水平距離で約200m、高低差約50mの山の中腹に位置し、

ここに至る道は幅約 50 cm と狭小なもので機械等の搬入は不可能な場所になります。申請人が約 50 年前に当該地から転居し耕作管理が出来なくなったため、山林の状態となっています。以上よりやむを得ないと思われます。

【議長】続いて、番号 2 を神田委員ですが、欠席のため瀬尾委員お願いします。

【農 6 番 瀬尾委員】6 月 17 日に小寺会長、神田委員、事務局の 5 名で現地確認を行いました。農業用倉庫を作られるために分筆をし、地番境を確定しようとしたところずれが生じており、約 6m 幅で住宅の敷地の一部となっていることが判明しました。今回の申請は、地目を現況に合わせるためであり問題はないと思われます。以上です。

【議長】ただ今の事務局並びに担当委員の説明に、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。それでは、議案第 15 号は提案どおり承認とすることにご異議ありませんか。

(異議なし)

【議長】異議なしと認めます。それでは、議案第 15 号は提案どおり承認とします。

【議長】続いて、日程第 4 報告事項に入ります。報告第 7 号 農地法第 4 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 7 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。

【議長】続いて、報告第 8 号 農地法第 5 条の規定による届出について、事務局から報告してください。

【事務局（上藤）】（報告第 8 号報告）

【議長】ただ今の事務局の報告について、ご質疑はございませんか。

(質疑なし)

【議長】質疑なしと認めます。これをもって本日の議事及び報告については終了とします。

【議長】続いて日程第 5 その他に入ります。来月の農業委員会の日程についてですが、7 月 25 日（木）午前 9 時 30 分から、会場は府中市役所 3 階 302・303 会議室で決めたいと思いますが、いかがでしょうか。

(異議なし)

【議長】 それでは、次回は7月25日(木)午前9時30分から、会場は府中市役所 3階 302・303 会議室と決めさせていただきます。これをもちまして、本日の総会の議事日程のすべてを終了しました。ご苦労様でした。

令和6年6月25日

議長(会長)

以上の議事内容及び結果について、事実と相違ないことを証するため、議事録署名人は次に署名押印する。

議事録署名人

議事録署名人